

電子ジャーナルにみる 電子的資料の現状と今後

土屋俊(千葉大学)

2008年8月1日

電子ジャーナルの真の意味は、価格ではない ⇒価格は一番楽な問題！

- 広範な背景の重要性：
 - インターネット(とくにWWW)の社会インフラ化によって可能となったのであり、また、それに制約され、影響される
 - 偶然かもしれないが、高等教育、学術研究の社会的責任の問題が表面化している
- 電子ジャーナルの図書館への概念的影響：
 - 「全学的学術資料予算」の概念の登場(←共通インフラ経費化)
 - 「物品」から「権利」へ(→契約(⇒有期)、受入・目録、分類・整理・配架、貸出・複製、重複、廃棄・解約後利用権、保存、共有、利用者など)
 - サービスの変貌(→「案内」、レファレンス、図書館空間など)
- 電子的資料の普遍化をキャンパスで考える視点
 - 出版者によるサービス志向展開と図書館のいわゆる「発信」機能(Scopusと機関リポジトリ、Podcastの競合、利用者・著者連携)

電子ジャーナル契約の現場から考えてみる

- 学内にあるさまざまな立場
 - 一般ユーザ(教員+研究者+学生+その他職員)
 - 予算執行意思決定主体(大学?図書館?学部・学科・講座・教員?)
 - 情報システム管理者・知財管理者・予算管理者
- 国立大学における主要出版者の導入手法
 - コンソーシアム協議(価格モデル・利用条件) ⇒ 個別調整 ⇒ 個別契約 ⇒ 利用許諾
 - (かつては、取次ぎ代理店(=輸入業者、「書店」)のみが相手だったが、)「版元」との直接交渉
- この中で、何が起きていて、どうなるかを考える

現場といっても、やはり文書

- チェックすべき文書：
 1. 出版者から国大図協(JANUL)コンソーシアムへの提案書(電子ジャーナルタスクフォースへまず示して、修正協議ののち各館に提示)
 2. 大学と出版者との間で交される使用許諾契約書(提供される役務(つまり、電子ジャーナル提供)と対価として支払われる金額とを記載)
 3. 図書館と出版者との間で交されるアグリーメント(利用の条件を記載)
- このシステムは、国大図協が契約当事者になり得ず、また、支払いに関与せずにコンソーシアムのメリットを享受するために確立

資料について

- 提案書(資料2、3)
 - Elsevier2008年から3年分に関する提案
 - Wiley(Blackwellとの合併以前)2005-07の条件を合併の影響で1年延長という提案
- 契約書(資料4、5)
 - Elsevierの場合:直接に同社と契約
 - Wiley:代理店との契約によって導入
- Subscription agreement (資料6)
 - ElsevierのScienceDirectの利用に関する情報

本日とくに扱う概念とその意味

- サイト・ライセンス
 - 利用対象:コレクション(購読タイトル)⇒**タイトル?**
 - 利用者:正式の(authorized)利用者、たまたまの(walk-in)利用者⇒**IP認証から連携認証へ**
- コンソーシアム価格モデル
 - 出版者単位直接協議⇒**流通モデルの大きな変化**
 - 差別的(differential)価格⇒**規模、利用度による価格**
- 「利用」統計
 - ダウンロード=「利用」⇒**費用対効果概念の導入**
 - 利用実態の把握と共有⇒**誰が「真の」利用者を知っているのか**
- 保存
 - 紙を捨てられるか⇒**「スペース」問題、遡及的電子化**
 - Born digital資料の保存⇒**共同作業としての展望**

Site license (サイト・ライセンス)

- 基本的には、ユーザ・ライセンスと区別して、サイト＝機関に対して電子ジャーナル・コンテンツの利用を許諾する契約
- 印刷体雑誌の場合の「機関購読」に相当すると考えることができ、价格的に相当の額となってきた。ただし、
 - 印刷体提供と組み合わせる方式がさまざま
 - 印刷体の機関購読価格設定がなかった国内学会誌のサイトライセンス化移行が進まない
- 個々の利用の際の認証は、機関が保有するIPアドレスによって行うのが普通(他に、同時利用者数制限のモデルも存在) 利用認証については後述参照

Collection

- コンソーシアム向けの提供方式として、なんらかのコレクションのサイトライセンスとして提供する場合がある
 - 多くの場合は自社タイトルのすべて、ないし分野別
⇒ 実際にはお安い(前年以上そんなに払えるはずがない)
 - この種の価格モデルについてはあとで
- 複数年モデルの場合、初年度でコレクションを固定。その結果、次年度以降の
 - 創刊タイトル
 - 移入タイトル ⇒ Project TRANSFERの展開。しかし、、、
 - 移出タイトル ⇒ 安くなるわけでない。他社への支払い。過去分へのアクセスの保証が不明確
 - タイトル移行の多くが学会からの委託出版の場合である

利用者の範囲

- 学生、教員、職員、研究者、(独立契約事業者)
 - フルタイムでもパートタイムでもよい
 - Independent contractor?: (アメリカ)源泉徴収されない、被雇用者でない(開業医、タクシードライバー、植木屋、エンタテイナー、プロレスラーなどとのこと)
- 施設内立ち入り利用者(Walk-in user)
 - Agreementを読むと、どう考えても「図書館内」だが、IP認証(後述)なので
- (こちら側)未解決問題:
 - 名誉教授(とくに、リモートアクセスについて。連携認証の時代になったらどうするか)
 - インキュベーション施設問題

契約期間

- (外国)雑誌は、基本的に暦年契約、前払い
 - つまり、1月から12月の利用について契約
 - その前年秋くらいまでに予約する
 - (したがって、大学の意思決定は夏まで)
 - コンソーシアム条件決定は夏前目標。今が佳境
- 大学からの支払いは、4月以降
 - 代理店契約の場合には、1月から3月分は代理店が前払い⇒大学が代理店に「借金」⇒為替の市場レートより高くなる原因のひとつ
 - 直接契約の場合でも、大学が4月以降に支払っている

価格決定

- 基本的には、依然としてタイトルあたり単価が考慮される
 - ただし、同一出版社内でも製作地などによってかなり異なっている
- 出版社単位契約にあたっては
 - 購読誌・非購読紙の区別があるもの、ないもの
 - 購読誌履歴(=出版社単位契約への移行の際の基礎の支払額を決めるもの)のずれ(代理店が絡んで大変)
 - 非購読誌分の料率の納得
 - いずれにせよ、(根拠ある)個別交渉の余地
- 電子オンリーに対する優遇措置
- 出版社の主眼は現状維持⇔おまけは安い

Usage=Download?

- ダウンロードに関する統計
 - COUNTER準拠だと、月ごと、タイトルごと、ファイルタイプごとに全文ダウンロード数を報告
 - 基本的にHTTPDのログデータから抽出
- 問題点
 - 遡及アーカイブと当年度分との比較
 - Prefetching等
 - 論文の量・質の多様性(論文あたりページ数、図版、、、)
 - 本当に常時監視しているか？

Systematic downloads

- “reasonable portion”ということではないということだろう
- ただし、悪意のある “systematic downloads” であるか微妙なものは多いので、出版者の言うとおりとはかぎらない
 - ブラウザのprefetching
 - Federated search
- 図書館として言いなりにならない必要

“Archive”

- 「アーカイブへのアクセス」の多義性
 - Born digital資料について
 - 今年購読しているものを来年も利用できるか⇒ “archival” access right
 - 今年購読しているものを、来年分について来年度キャンセルしても利用できるか⇒ post-cancellation access right
 - 将来にわたって、恒久的に利用可能な状態においておくか⇒ perpetual access right
 - “light” / “dark” archive (KB, Portico, LOCKSS/CLOCKSS)
 - 電子ジャーナル以前遡及電子化資料について

OpenURL resolver

- 利用環境の整備
 - DOI(digital object identifier)の普及
 - 10.xxxx/abcd.48923455 というような
 - www.doi.orgで解決
 - 書誌(とくに、ISSN、巻号、ページ)からURLを解決するリゾルバ
- 見た目は、リンク解決の道具にみえる
- Knowledge baseの重要性
- さらに、ERMSへの展開

電子ジャーナル⇒新しいスキル

- 電子ジャーナルは、学術成果の発表、流通の手段として普遍化した
- 同時に、学術コミュニケーション全体の電子化におけるプロトタイプを提供している
 - サイトライセンス⇒「ユーザ管理」
 - 物品購入から許諾契約へ
 - 所在案内からリンク解決へ
 - 価格モデルの大変貌